

# 仕 様 書

## 1 事業名

平成27年度放射能調査研究委託事業のうち「農畜産物及び土壌中放射性核種のバックグラウンドレベルの監視」に係るストロンチウム分析業務

## 2 目的

我が国では、外国の核実験、原子力施設等に起因する放射能の影響が我が国に及ぶ場合に備え、その被害を防止し、国民の健康と安全を確保することを目的として、関係機関により環境放射能水準に関する調査研究が実施されている。

本委託事業は、上記の調査研究の円滑な推進を図ることを目的として実施する。

## 3 業務の履行期間

契約締結の日から平成28年3月22日まで

## 4 業務内容

### (1) 調査内容

全国各地の水田・畑の土壌における放射性降下物の蓄積状況及び土壌下層への浸透状況並びにそこで栽培された農作物による核種吸収の実態及び家畜とその飼養環境に関して、放射性降下物の残留・減衰状況の実態を調査するため、放射性ストロンチウムの核種分析を行うものである。

#### ① 測定項目

平成27年度放射能調査研究委託事業のうち「農畜産物及び土壌中放射性核種のバックグラウンドレベルの監視」に係る分析業務課題実施者（株式会社理研分析センター）から試料を着払いで受取り、「放射性ストロンチウム分析法（文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室、参考URL：<http://www.kankyo-hoshano.go.jp/series/lib/No2.pdf>）」に基づき、イオン交換法を用いて、処理・分析を行う。

測定する農畜産物、分析時の検出限界値（バックグラウンド値を差し引いた標準偏差の3倍値）及び分析点数は、以下のとおりであり、白米、玄麦及び牛乳については、灰化处理済みのものが送付される。

なお、得られた分析値が検出限界値に達しない場合でも、標準偏差以上の場合には、数値として報告を行うこととする。

対象核種 $^{90}\text{Sr}$					
対象農畜産物等	白米	玄麦	牛乳	水田土壌	畑土壌
検出下限値 (Bq/kg)	0.02	0.02	0.01	0.5	0.5
分析点数	14	7	6	14	7
試料発送時期 (予定)	10月～	8月～	10月～	10月～	8月～
送付される試料の量	灰化前の 重量で約 4kg	灰化前の 重量で約 1.5kg	灰化前の 重量で約 4L	約2kg	約2kg

## ② 分析結果の取扱い

受託者は、本委託事業の実施により得られた調査結果について、核種分析後随時分析データを農林水産技術会議事務局技術政策課担当者（以下「担当者」という。）に紙媒体で送付する。その際の費用は受託者の負担とする。その後、担当者の同意の上、平成27年度放射能調査研究委託事業のうち農林生産環境中における放射性核種の濃度変動の要因と動態の解明」課題実施者（国立研究開発法人農業環境技術研究所）にデータ及び分析後の残余試料を郵送（着払い）する。

## (2) その他

本委託事業の実施に当たっては、受託者が自ら一元的に管理・運営する。また、適正な人員配置により、業務を推進するとともに、適切な委託費の執行に努める。

## 5 事業実施結果の報告

受託者は、本委託事業が終了したときは、平成27年度放射能調査研究委託事業のうち「農畜産物及び土壌中放射性核種のバックグラウンドレベルの監視」に係るストロンチウム分析業務実績報告書を2部作成し、平成28年3月22日までに農林水産技術会議事務局長へ提出するものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務の進捗状況等を、担当者の求めに応じて報告する。また、受託者は、契約締結後担当者が招集（平成27年12月、平成28年3月を予定）する打合せに、出席する。
- (2) 事業の目的を達成するために、担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができる。その際、受託者はその指示に従う。
- (3) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が

生じたとき、又は業務の内容を変更する必要があるが生じたときは、担当者と協議の上、対応する。

(4) 受託者は、本業務により知り得た個人情報について、漏洩等防止の措置を講じ、善良な管理者の注意をもって取り扱う。

(5) 再分析の必要性が高いと認められる場合（以下の a、b の場合をいう。）、受託者は担当者と再分析に係る協議を行わなければならない。協議の結果、担当者が再分析を指示する場合、受託者は再分析を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担とする。

a 受託者が行った分析方法に明らかな欠陥が認められる又は疑われる場合

b 分析結果が明らかに異常値である又は異常値である蓋然性が高いと担当者が判断した場合